

財務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

- 1 通知された案の内容（対象者及び業績勘案率（案））（別紙 1）
 - ・ 日本万国博覧会記念機構理事 1 名（在職期間：平成 16 年 6 月 19 日～17 年 6 月 30 日）
 - ・ 業績勘案率（案） 1. 0
- 2 業績勘案率の決定方法
 - 業績勘案率の算定について、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」（平成 16 年 8 月 26 日財務省独立行政法人評価委員会決定）を策定（別紙 2 及び下表）
 - 基本的考え方を受け、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（平成 16 年 9 月 30 日財務省独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会決定）を策定（別紙 3）。これにより算定した「1. 0」について、日本万国博覧会記念機構分科会において審議を行い決定（別紙 4）

基本的考え方における決定方法の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	決定方法
2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	基本的考え方において、中期目標評価、年度評価に基づく業績勘案率を 0.0 から 2.0 の間で算定し、評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員とその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮（基本的考え方 2-（3））
2-② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	基本的考え方において、合理的な理由があるときは、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定（基本的考え方 2-（2）なお書き）
2-③ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	基本的考え方において、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとする（基本的考え方 1） 項目別評価においては、当該役員の職責に係る項目を適切にウェイト付けして勘案（基本的考え方別紙の注 2）

（注） 基本的考え方の別紙に、業績勘案率が 1.0 を超える場合は、独立行政法人評価分科会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うことを注記しており、財務省委員会の各分科会においてこれを考慮して業績勘案率審議を行うよう注意喚起している。

- 3 当委員会の意見案
意見なし

(案)

政 委 第 号
平 成 年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村洋彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽宇一郎

「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率
(案) について」(平成17年11月7日付け)をもって貴委員会から通知の
ありました業績勘案率については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する
方針」(平成16年7月23日)に沿っているものであり、特に意見はありません。

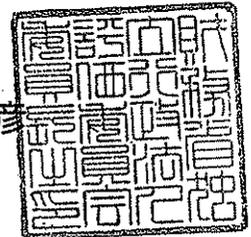
平成17年11月7日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村 洋彦



独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

上記法人の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、
別添のとおり決定したので通知いたします。

業績勘案率(案)について

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職者の退職金に係る業績勘案率(案)については以下のとおりとする。

理事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は1.0とする。

注:上記退職者については、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」(財務省独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会平成16年9月30日決定)に基づき、業績勘案率は1.0としている。

財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方

平成 16 年 8 月 26 日
財務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）」により、退職金の支給率に各府省の独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう各独立行政法人に要請されたところであり、これに基づき財務省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）においても、退職手当の支給の基準が変更されたところである。これを踏まえ、財務省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、今後決定することとされている役員退職金に係る業績勘案率の算定についての基本的考え方を次のとおり整理する。

評価委員会は、この基本的考え方を基に各法人ごとの「法人の評価の基準」を踏まえて、「法人の業績勘案率算定の考え方」を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとする。

1 業績勘案率の算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針（平成 14 年 6 月 10 日独立行政法人評価委員会決定。以下「独法評価基本方針」という。）」に基づき行った法人の業務の実績に関する評価により業績勘案率を算定するものとする。

2 業績勘案率の算定方法

(1) 評価委員会による業績勘案率の手続き

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて、役員退職金に係る業績勘案率の算定を行うものとする。

(2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する。なお、役員が退職した日の属する事業年度に係る事業年度評価がされていない場合で合理的な理由があるときは、当該年度については、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定するものとする。

(3) 業績勘案率の算定の基準

中期目標評価に基づく中期目標期間の業績勘案率及び事業年度評価に基づく各事業年度の業績勘案率は、別紙の基準に基づき 0.0 から 2.0 の間で算定するものとする。

中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員とその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする。

業績勘案率		中期目標評価に基づく中期目標期間の評価結果の基準
官房長官へ報告 が厳格に検討	2.0 1.5超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく高い結果となっている場合 〔原則として、在職期間のいずれかの年度において目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充て得る積立金）が積み立てられていることが必要〕 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の著しく高い実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価の大半が「中期目標を十分に達成した」であり、かつ、著しく高い結果となっている場合。〕
	1.5 1.0超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が中期目標以上の実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価が概ね「中期目標を十分に達成した」である場合〕
官房長官へ報告	1.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が概ね中期目標どおりの実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標どおりの実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目の評価が概ね「中期目標をおおむね達成した」である場合〕
	1.0未満 0.5	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標が達成されなかった場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標を達成していないことを示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価が概ね「中期目標を達成していないが、進展はあった」である場合〕
	0.5未満 0.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく低い結果になっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以下の著しく低い実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価の大半が「中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である」である場合〕

- 注) 1 各事業年度の業績勘案率については、事業年度評価に基づく各事業年度の評価結果における全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、上の表と同様の考え方により定めることとする。
- 2 項目別評価においては、当該役員の職責にかかる項目を適切にウエイト付けして勘案するものとする。
- 3 業績勘案率が1.0を超える場合は、総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこととしている。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員 退職金に係る業績勘案率算定の考え方

平成 16 年 9 月 30 日
財務省独立行政法人評価委員会
日本万国博覧会記念機構分科会

財務省独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会（以下「万博分科会」という。）は、本考え方にに基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「万博機構」という。）の役員退職金に係る業績勘案率の算定を実施するものとする。

1 算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、原則として、下記2のとおり、退職役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構における各事業年度の業務の実績に関する評価基準（平成16年5月31日万博分科会決定。以下「評価基準」という。）」に基づき行った万博機構の各事業年度の業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）により業績勘案率を算定するものとする。

なお、万博機構から申し出があった業績勘案率の算定に関しては、遅滞なく所定の手続を行うものとし、業績勘案率を算定した場合は、算定に当たっての客観性の確保及び法人の業績又は担当業務の実績の反映が図られているかどうかを明らかにするため、算定方法及び決定に至った事由を記載した書面を作成するものとする。

2 算定の基準

(1) 業績勘案率の算定の基準

退職役員が在職した各事業年度に係る事業年度評価に基づく業績勘案率は、別紙の基準に基づき0.0から2.0の間で算定するものとする。

なお、事業年度の期間の一部の期間に在職した場合又は事業年度の期間が1年に満たない場合に在職した場合については、それらの期間に係る業績勘案率は1.0とする。

(2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、上記(1)により算定した各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均（小数点以下一位未満は、切り捨てするものとする）する。

なお、各事業年度に係る事業年度評価の総括評価シート of 項目別評価の評定欄に記載された評定又は全体評価を考慮した結果、業績勘案率の変更が必要と認められる場合には、変更することができるものとする。

業績勘案率の算定基準

退職役員が在職した各事業年度に係る事業年度評価に基づく業績勘案率は、各事業年度に係る事業年度評価の項目別評価シートの評定欄に記載された評定を5段階に点数化（S=5、A=4、B=3、C=2、D=1）し、当該役員の職責に係る項目数に応じ単純平均（小数点以下一位未満は、切り捨てするものとする）して得られた結果（以下「評点」という。）を基に、次の表の区分により算定するものとする。

評 定		評 点	業績勘案率
S	中期計画の達成に向け特に優れた成果をあげている	4.9以上	2.0
		4.9未満4.8以上	1.9
		4.8未満4.7以上	1.8
		4.7未満4.6以上	1.7
		4.6未満4.5以上	1.6
A	中期計画の達成に向け優れた成果をあげている	4.5未満4.3以上	1.5
		4.3未満4.1以上	1.4
		4.1未満3.9以上	1.3
		3.9未満3.7以上	1.2
		3.7未満3.5以上	1.1
B	中期計画の達成に向けおおむね適切に成果をあげている	3.5未満2.5以上	1.0
C	中期計画の達成に向け業務の進捗がやや遅れており、業務運営に改善すべき点がある	2.5未満2.3以上	0.9
		2.3未満2.1以上	0.8
		2.1未満1.9以上	0.7
		1.9未満1.7以上	0.6
		1.7未満1.5以上	0.5
D	中期計画の達成に向け業務運営の大幅な改善が必要である	1.5未満1.4以上	0.4
		1.4未満1.3以上	0.3
		1.3未満1.2以上	0.2
		1.2未満1.1以上	0.1
		1.1未満	0.0

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率に関する算定方法及び決定に至った事由について（案）

算定方法	<p>「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」(財務省独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会平成16年9月30日決定)に基づき算定したものである。</p> <p>具体的には、<u>当該考え方の2の(1)において「事業年度の期間の一部の期間に在職した場合については、その期間に係る業績勘案率は1.0とする」と規定していることから、当該規定に基づき算定したものである。</u></p>
決定に至った事由	<p>役員の退職金については、平成15年12月19日閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」において、各府省の独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請するものとされ、これに基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構においても、役員退職手当支給規程が変更された。</p> <p>また、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」が、平成16年8月26日に開催された独立行政法人評価委員会において決定され、各独立行政法人の業績勘案率については、当該基本的考え方を基に法人の評価の基準を踏まえて、法人の業績勘案率算定の考え方を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとされた。</p> <p>これを受け、平成16年9月30日に開催した独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会において、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」について、関係資料を踏まえ、審議を行い、当該考え方を決定したものである。</p> <p>なお、当該考え方に基づき決定した業績勘案率としては、平成16年に退職した役員3名に係るものがあるが、当該業績勘案率(案)を平成16年9月30日付で政策評価・独立行政法人評価委員会に通知したところ、平成16年10月29日付で同委員会より「特に意見はありません」旨の意見を受けたところである。</p> <p>今回、業績勘案率の算定を決定するに当たっては、当該考え方において、平成16事業年度に関する評価を考慮した結果、業績勘案率の変更が必要と認められる場合には、変更することができるものとしているが、業績勘案率については、関係資料を踏まえ、審議を行い、上記算定方法により「1.0」として算定することを決定したものである。</p>